

組合員、准組合員の皆様へ

埼玉県医師国民健康保険組合からのお知らせ

日頃より、当組合の事業運営に関し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、公金給付支給等口座を活用した公的給付等の支給に対応した様式変更や
令和5年度からの変更(未就学児の保険料、出産育児一時金)について、お知らせいたします。

○公金受取口座を活用した公金給付等の実施に伴う様式変更について


令和5年1月から社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)に関連して、公金給付支給等口座を活用した公的給付等の支給が本格運用となりました。

そのため、当組合では、申請様式の口座記入欄を変更しましたのでお知らせいたします。
ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、公金受取口座の利用には、事前にマイナポータル等から銀行口座の登録が必要ですのでご注意ください。

様式番号	届出書等の名称
15	療養費支給申請書
17	移送費支給申請書
18	出産育児一時金支給申請書(組合員世帯用)
19	出産育児一時金支給申請書(准組合員世帯用)
20	葬祭費支給申請書
21	傷病手当金支給申請書
21の2	傷病手当金支給申請書(准組合員)
国保連合会様式	高額療養費支給申請書

【振込先記入欄抜粋(変更例)】

振込先	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する(利用する場合は口座情報の記入不要)公金受取口座を利用する場合は、事前にマイナポータル等から口座登録が必要です。					
	<input type="checkbox"/> 振込口座を指定する					
	口座名義人	フリガナ	預金種別	口座番号		
			普通・当座			
		銀行 信用金庫 信用組合	金融機関コード	支店 出張所	支店コード	
(申請者である(准)組合員と口座名義人が異なる場合は署名してください。) 上記名義人への支給を了承します。 (准)組合員氏名  (自署の場合は押印省略可)						

なお、各種健診補助金支給申請書、脳ドック支給申請書につきましては、公金受取口座は利用対象外ですが、振込先記入欄を変更していますのでご注意ください。

<裏面もご覧ください。>

お問い合わせ

TEL:048-824-2631

(R5.3)

○令和5年度未就学児の保険料について

令和5年4月から、国の政策である「国民健康保険組合における未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置の導入」を実施し、未就学児の後期高齢者支援金賦課額は、下表のとおり、月額4,900円を1,000円減額し、月額3,900円といたしました。

組合員及び各事業所の給与担当者等におかれましては、当組合被保険者である未就学児の保険料につきまして、ご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、該当の未就学児は、令和5年4月上旬に組合員宛に送付いたします「保険料決定通知書」でご確認ください。

【未就学児の保険料】

区分	月額保険料	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額
令和5年4月分から	10,000円	6,100円	3,900円
令和5年3月分まで	11,000円	6,100円	4,900円

○出産育児一時金の改定について

令和5年4月から、出産育児一時金を42万円から50万円に改定します。

<令和5年4月から>

種別	支給額	産科医療補償制度加入機関での分娩の場合の支給額
組合員 (加算金200,000円)	688,000円 (488,000円+200,000円)	700,000円 (488,000円+12,000円+200,000円)
准組合員 (加算金100,000円)	588,000円 (488,000円+100,000円)	600,000円 (488,000円+12,000円+100,000円)
家族 (加算金50,000円)	538,000円 (488,000円+50,000円)	550,000円 (488,000円+12,000円+50,000円)

※産科医療保障制度とは、医療機関が加入する制度で、加入医療機関で制度対象となる出産をされ、万一、分娩時何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、子供とご家族の経済的負担を補償するものです。(在胎週数22週以降の分娩(死産含む)が対象となります。)

<令和5年3月まで>

種別	支給額	産科医療補償制度加入機関での分娩の場合の支給額
組合員 (加算金200,000円)	608,000円 (408,000円+200,000円)	620,000円 (408,000円+12,000円+200,000円)
准組合員 (加算金100,000円)	508,000円 (408,000円+100,000円)	520,000円 (408,000円+12,000円+100,000円)
家族 (加算金50,000円)	458,000円 (408,000円+50,000円)	470,000円 (408,000円+12,000円+50,000円)